

第 236 号

(今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する)

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5 F
052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 23 年 2 月 10 日

前田の ちょっと経営を考えよう 第 235 回

2 月になってようやく暖かくなってきました。景気も良くなってくるといいですね。

しかし今年、日本もそして世界も激動の年となると思われます。

早々から、世界では、エジプトの反乱、そして日本では新日鉄と住友金属の合併と・・・

この合併は勝ち残るための必死の戦略ですね。

ところで、前田会計事務所も場所を変わりました。

理由は、少し家賃が安くなること、そして気持ちを变えること、いろいろ書類等の整理、廃棄をすることです。

やはり会社も事業も、見直し、改善が必要なきがきます。

今年は足下を固めると同時に、人事、事業内容、人脈等の見直しをするときかと思えます。気持ちを入れ替えてがんばってください。

そして広い視野で外を見ることも必要かと思えます。

・・・追・・・お客様をご紹介ください、がんばります・・・

前田の《今人生を語る》第 140 回

めざめよ日本人⁶³

今の日本にとって、そして会社にとって一番必要なことは「教育」です。

考える力、認識力、モラル、すべてが基本力となって、日本を、会社を作ります。

そしてうそはいけません。すべてをなくします。誠が一番です。

平成 23 年度税制改正 消費税法

松村英治

今回の税制改正では、仕入税額控除制度における 95%ルールについて、適用事業者を課税期間の課税売上高が 5 億円以下の事業者に限定されることとなる旨が織り込まれている。

現行の処理方法

仕入税額控除（課税売上げに係る消費税額から課税仕入等にかかる消費税額の控除）の計算方法は、事業規模には関係なく課税期間中の課税売上げ割合が 95%以上か 95%未満であるかにより異なっている。

課税売上げ割合が 95%以上

その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全額を課税売上げに係る消費税額から控除することとされている。

課税売上げ割合が 95%未満

課税仕入等に係る消費税額のうち課税売上げに係る部分のみ課税売上げに係る消費税額から控除することとされている。

※「個別対応方式」と「一括比例配分方式」の二つの方法があり「個別対応方式」の場合、課税仕入れ等の税額をここの課税仕入ごとに a 課税売上げに対応するもの b 非課税売上げに対応するもの c 課税売上げ及び非課税売上げに共通するもの とに区分して一定の算式により算出した税額を控除対象仕入税額として、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除する。

「一括比例配分方式」は、ここの仕入ごとに区分をすることはせず、課税売上げ割合を乗じて算出した金額を控除対象仕入税額として、課税売上げに係る消費税額から控除する。

改正点

今回の税制改正においてはこの仕入税額控除の 95%ルールの適用事業者を課税期間の課税売上高が 5 億円以下の事業者に限定することになりそうである。

したがって、課税期間における課税売上高が 5 億円超になることが見込まれる事業者は、その事業年度の初日から消費税の課税・非課税の判定をきちんと行うとともに「個別対応方式」、「一括比例配分方式」により控除対象仕入税額を算出しなければならないため、事業者によっては事務負担が増すことも出てくるかもしれません。

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用される見込みとなっています。